

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 第2回 豊島区収納対策本部
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和5年1月27日(金) 14時00分～14時41分
開催場所		庁議室
議 題		1. 令和4年度 税・保険料の収納状況について(資料1～4) 2. 令和4年度 私債権等の状況について(資料5)
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
出席者	委 員	齊藤副区長(副本部長)、高際副区長(副本部長)、政策経営部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、子ども家庭部長、会計管理室長(会計課長)、教育部長、財政課長、収納推進担当課長(税務課長)、国民健康保険課長、高齢者医療年金課長心得、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護保険課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1 令和4年度 収納推進基本方針 柱立 資料2 令和4年度 税・保険料の収納率の状況 資料3 令和4年度 税・保険料の収納状況等について 資料4 特別区民税の状況について 資料5 令和4年度 私債権等の状況について

# 審 議 経 過

## 案件 1：令和 4 年度 税・保険料の収納状況について

### (1) 案件の説明

令和 4 年度 税・保険料の収納状況について、資料 1、2、3-1、4 を事務局から説明。資料 3-2 から 3-4 を国民健康保険課長、高齢者医療年金課長心得、介護保険課長からそれぞれ説明。

### (2) 主な意見と質疑

#### 【会計管理室長】

それぞれの部局で収納に対する取り組みは頑張っていた。団塊世代への対応が必要ということだが、高齢者医療年金制度では、75 歳になると口座を豊島区に教えてくれないということか。

#### 【高齢者医療年金課長心得】

75 歳で国民健康保険から後期高齢者医療制度に全ての方が移行する。それ以前に国民健康保険制度で口座振替を利用されている人はいるが、国保から後期へと保険者が切り替わると口座の情報を引き継ぐことができないため、改めて口座振替の申込みが必要になる。自動的に引き継がれると思っている人がとても多いため、国民健康保険加入中の段階からご案内をする取組みを進めている。

切替えが遅れた場合、収納も遅れるため、その期間が長く多額にならないよう勧奨し、最終的に全て収納されるよう努めている。

#### 【区民部長】

4 公金全ての収納率が好調である。各課長をはじめ、各課の職員が本当に頑張った成果である。後期高齢者医療制度は特有の事情があるため一時的に下がっているが、それに対する対策も打っているため、これから伸びるだろうと期待している。

デジタル化について、昨年から色々と推進しており、これも収納率が上がった要因の 1 つであり、今後もさらに推進していくことが必要と考えている。

また、コロナ禍で一時的に減っていた外国人がまた増えてきたため、税務課と国民健康保険課での対策にも引き続き力を入れていく必要がある。

#### 【子ども家庭部長】

後期高齢者医療制度で 75 歳以上の方が増えるタイミングと同時に、キャッシュレス決済が始まって良かった。

#### 【齊藤副区長（副本部長）】

4 公金の収納率が、過去 10 年間で年々高まっているのは皆さんのおかげであり、区長も安心している。

資料 4 に所得割の推移とあるが、非課税世帯の状況が分かれば教えてほしい。

【税務課長（収納推進担当課長）】

令和4年度はまだ決算が出ていない。令和2年度は61,672人、令和3年度は60,299人、グラフにはないが令和元年度は62,944人と、減少している状況である。

【齊藤副区長（副本部長）】

数字を見ると格差は広がっていないということであり、良いことである。今後も引き続き、収納率向上のために、特にデジタル化を進めていくということできると思うし、高齢者も含め益々効果があがっていくと考える。よろしくお願ひしたい。

【高際副区長（副本部長）】

各課で様々な収納対策の取り組みを積極的に行っていることが、資料を見てよく分かる。大変感心している。

(3) 結論

令和4年度 税・保険料の収納状況について、一同了承。

案件2：令和4年度 私債権等の状況について

(1) 案件の説明

令和4年度 私債権等の状況について、資料5を事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長】

少額債権の徴収停止について、現行の「豊島区債権管理方針」の規定では債務者が都内在住の場合は債権金額1万円未満という上限があるため、ほとんどの債権が対象にならない。合理的な目安金額として、取立てに要する費用と比較して決めるということ、今年度に私債権等検討部会で検討してきた。弁護士とも相談して算出した金額が、債務者が国内在住で5万円、国外在住で10万円である。徴収停止の範囲を拡大した場合に、私債権等の件数ベースで約3割、金額ベースで約1割が対象になる。生活保護費返還金の徴収停止は、国庫負担金との兼ね合いがあるため、慎重に判断する必要があるが、国民健康保険課の債権は整理が進むと考えている。債権管理方針の改正の了承が得られれば、令和5年度から適用するので、国民健康保険課を中心に活用してもらいたい。

【国民健康保険課長】

現行の債権管理方針だと300万円程度の徴収停止が可能であり、債務者数は600名程度である。債権管理方針が改正されれば、債権金額で1,200万円程度、債務者数で980名程度に範囲が拡大する。効果はあると認識している。

【齊藤副区長（副本部長）】

回収コストを考えた時に、5万円、10万円という金額設定は合理的な数字であると理解した。

**【会計管理室長】**

加えて、令和5年度に生活保護廃止世帯への対応を検討する予定である。

**【生活福祉課長】**

生活保護費返還金について、国庫負担金との兼ね合いがあるため、債権放棄や徴収停止は慎重に判断する必要がある。債務者のうち約6割が生活保護廃止世帯であり、廃止世帯に担当ケースワーカーは付いておらず、督促状・催告書の送付に対応がとどまっている状況である。そこに人員を割くのは難しいところではあるが、廃止世帯全体の状況が把握できている訳ではないので、令和5年度に弁護士を活用しつつ、廃止世帯へどういった対応が取れるかを検討していきたい。

**【齊藤副区長（副本部長）】**

しっかりと取り組んでもらいたい。住宅課長、子育て支援課長の意見はどうか。

**【住宅課長】**

住宅課の私債権は、区営住宅使用料等だが、債務者が死亡の場合の相続人調査に時間や労力を要して苦勞している。今回の債権管理方針の改正案において、徴収停止の金額が具体的に示されたことで、要件に該当する債権は少しでも整理していければと考えている。

**【子育て支援課長】**

子育て支援課の私債権である女性自立援助資金貸付金返還金の対応で、弁護士の助言もあり3件の債権放棄に繋げることができた。手続きは3月に完了する予定である。金額が400万円と大きく、今年度に完納した80万円の債権を含めると、900万円の収入未済額のうち半分を整理することができた。

**【高際副区長（副本部長）】**

弁護士に相談しながらしっかりと取り組んでおり、令和5年度が事業の最後の年になるので、最終段階として頑張ってもらいたい。

**【齊藤副区長（副本部長）】**

私債権等の徴収停止の上限金額を引き上げる提案の「豊島区債権管理方針」の改正について、本部として決定することとしたい。

**(3) 結論**

令和4年度 私債権等の状況について、一同了承。

「豊島区債権管理方針」の改正について、決定

【齊藤副区長（副本部長）】

以上をもって第2回収納対策本部を終了する。